

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別  
第二種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類  
外航海運
3. 運賃及び料金  
消費者を対象としないため省略
4. 利用運送約款  
JIIFA 国際複合一貫輸送約款を適用する。  
JIIFA WAYBILL約款を適用する。
5. 利用運送の区域又は区間

国内	東京、横浜、神戸、大阪、名古屋 他
海外	アジア地域、北米地域、欧州地域

6. 事業の範囲  
一般混載事業
7. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
東京、横浜、仙台、清水、御前崎、 名古屋、大阪、神戸、福岡	海外につき省略